

## 秋田公立美術大学における研究者等の行動規範

平成28年 2月23日

秋田公立美術大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性および公正性を確保することを目的として、行動規範を定める。本学において研究活動に携わる者（以下「研究者」という。）と研究活動の支援および管理に携わる者（以下「事務職員」という。）は、以下の行動規範を遵守しなければならない。

- 1 研究者および事務職員は、公的研究費の原資が国民の税金等で賄われていることを常に認識し、計画的で効率的な研究費の使用に努めるとともに、適正に管理しなければならない。
- 2 研究者および事務職員は、公的研究費を使用、執行するにあたり、関係法令、秋田公立美術大学における公的研究費の不正使用および研究活動における不正行為の防止等に関する規程（平成28年公立大学法人秋田公立美術大学規程第10号）、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年文部科学大臣決定）および研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年文部科学大臣決定）を遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的な使用に努めなければならない。また事務職員は、研究活動の特性を理解し、その事務処理を適正かつ効率的に行わなくてはならない。
- 4 研究者および事務職員は、公的研究費の取扱いに関する関係法令等に係る知識習得に努めなければならない。
- 5 研究者および事務職員は、公的研究費の不適切な使用が、本学における全ての教育研究に深刻な影響を与えることを自覚し、取引業者との関

係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

- 6 研究者および事務職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 7 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、誠実に行動しなければならない。
- 8 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底しなければならない。
- 9 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。